

基礎研修に関するQ&A

(研修制度について)

質 問	回 答
これからサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として配置されるにはどうしたらよいですか。	①基礎研修修了と、②相談支援従事者研修(講義部分)の修了が必要です。①と②の研修修了後、実践研修受講開始日前5年間に原則2年以上(要件を満たした場合6か月)の実務経験を経て、③実践研修を修了するとサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として配置ができます。
サービス管理責任者研修を修了した者は、放課後等デイサービスの児童発達管理責任者として業務に従事することができますか。	児童発達支援管理責任者として従事するのに必要な実務経験があれば可能です。 児童発達支援管理責任者はサービス管理責任者と実務要件が異なるため確認が必要となります。 また、事業所に配置するサービス管理責任者に変更が生じた際は、県に届出が必要です。ただし、山形市に住所を有する事業所については、山形市への届出となります。
平成 30 年度以前にサービス管理責任者研修(分野別)又は児童発達支援管理責任者研修を修了しているのですが、相談支援従事者研修(初任者研修又は特別研修)を修了していない場合どうすればサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事することができますか。	令和元年度以降に相談支援従事者研修(初任者研修又は特別研修)を修了すると基礎研修修了者となります。その研修を修了した日が起点となります。その後、実務経験を満たした上で、実践研修を受講する必要があります。
平成 30 年度以前に相談支援従事者研修のみ修了している場合、どの研修を受講すればよいですか。	基礎研修から受講することになります。
更新研修を修了しなかったため、資格が失効となりました。基礎研修からの受講となりますか。	失効した場合、実践研修から受講することになります。
基礎研修修了者は実践研修受講までの間はどのような位置づけでしょうか。	基礎研修を修了した時点で、まだ実務経験の要件を満たしていない場合、指定障害福祉サービス事業所等における2人目のサービス管理責任者に従事することと、個別支援計画の原案の作成が可能です。
研修当日に遅刻または早退、途中退出した場合どうなりますか。	15 分以上の遅刻・早退や研修途中 15 分以上の離席は欠席とみなします。修了とみなされませんので御注意ください。また、オンライン時のネットの接続不良等による画面のトラブルも離席として取り扱われますので、御注意ください。
研修期間中、3日目を欠席した場合、来年度の3日目を受講すれば修了できますか。	できません。来年度受講する場合、全日程受講する必要があります。

(研修の申込について)

質 問	回 答
サービス管理責任者研修(基礎研修)及び児童発達支援管理責任者研修(基礎研修)は、相談支援従事者研修(講義部分)を受講してからでないと受講できないのですか。	できません。山形県では相談支援従事者研修(講義部分)を修了していること(見込みも含む)をサービス管理責任者研修(基礎研修)及び児童発達支援管理責任者研修(基礎研修)の受講要件とします。

質 問	回 答
今年度、相談支援従事者研修(初任者研修)の申込をしたのですが、実務経験証明書の提出は省略できますか。	できません。相談支援専門員とサービス管理責任者では該当する実務経験が異なりますので、改めて実務経験証明書を提出してください。
他県からの申込は可能ですか。	受付はしますが、定員を超える申込があった場合、山形県内の事業所に従事している者又は従事予定の者を優先します。なお、近年基礎研修の申込数は定員を超えており、県外の事業所に従事予定者からの申込は全て不可となっております。
受付は先着順ですか。	先着順ではありません。定員を超える申込数があった場合、申込締切後、選考により受講決定を行います。
電子申込をした後に、入力した内容(漢字、数字等)に誤りに気付きました。修正することはできますか。	できます。「申込内容の確認方法・申込内容の修正」を参考に入力内容を修正してください。
受講予定の者が急に受講できなくなりました。同法人の他の者に変更できますか。	研修開始前後にかかわらず、申込をしていた者以外の受講はできません。
採用内定者について、研修を申し込むことはできますか。	できます。その旨、備考欄に入力してください。
現在新規で事業所の申請中で、半年後に立ち上げの予定ですが、申込はできるでしょうか。	立ち上げ予定の旨(開設場所、開設時期等具体的に)、電子申請の備考欄に入力してください。
社会福祉主事任用資格、ヘルパー2級(現:介護職員初任者研修)、保育士の資格を持っている場合、写しを全て提出しなければいけないのですか。	いずれか1点で構いません。申込時に準備できるものを提出してください。(証明書を取り寄せ中など、締切に間に合わない場合は必ず事前に御連絡ください。)
申込をしたが、受講ができなかった場合、提出した書類は返却してもらえますか。	本研修の申込に提出された書類は、いかなる理由があっても返却はしません。
実務経験証明書は、これまで勤務した事業所等から取り寄せる必要がありますか。	ありません。複数の事業所(法人)等にて実務経験がある場合もまとめて記入してください。現在勤務している事業所(法人)より一括で証明を受け、作成してください。 ※ 研修受講資格確認のためのものであり、事業者指定要件を証明するものではありません。 ※ 内容に虚偽の記載が認められた場合には、受講申込を取り消し等の措置をとる場合があります。
実務経験証明書に書ききれない場合どうすればよいのですか。	複数枚にわたって御記入ください。
実務経験について、同一事業所だが、事業所名が違う場合(小規模作業所、地域活動支援センター、NPO法人)、まとめて証明することはできますか。	それぞれ分けて証明してください。
サービス管理責任者となるため基礎研修を受講しました。児童発達支援管理責任者となるためには、基礎研修を再度受講する必要がありますか。	必要ありません。サービス管理責任者となるために基礎研修を受講した場合、実践研修もサービス管理責任者として受講してください。

(実務経験について)

質 問	回 答
非正規で働いていました。期間内で育児休暇等 を取得していました。サービス管理責任者・児童 発達支援管理責任者として必要な実務要件(年 数)を満たしているのでしょうか。	実務経験の詳細は、配置予定の事業所が所在する市町村が 管轄する指定権者(中核市は山形市に、それ以外の市町村は 総合支庁)に、「研修に必要な」ではなく、「配置に必要な実務 経験について、確認したい」とお問い合わせください。 研修申込時では日数・時間の細かい計算、資格の確認、仕事 内容等細かい部分まで確認できません。研修を受けたが、実 際の配置時に指定権者が確認したところ、経験が足りなかつ たという事態にならないように、事前に確認することをお勧 めします。
実務経験年数の算定方法について教えて下 さい。常勤や正社員でないといけないといった条件 はありますか。	1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上で あり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年当たり 180 日 以上であることを言うものとします。1日の時間数は決まっ ておらず、常勤や正社員に限られるものではなく、前述の条件を 満たせば、非常勤やパート社員でも問題ありません。例えば、 2年以上の場合、業務従事期間が2年以上であり、360 日 以上の従事日数が必要です。
保育士として保育所に勤務していた期間は実 務経験に入りますか。	サービス管理責任者の実務経験には保育所は実務経験とし て認められませんが、児童発達支援管理責任者の実務経験に は算入することができます。
認可外保育施設での勤務は、実務経験に入 りますか。	認可外保育施設をはじめ、告示にない事業や施設での勤務 は実務経験に参入できません。
実務経験に有給休暇、休業期間は含まれ ますか。	有給休暇、休業期間は実務経験の日数に含まれません。
社会福祉主事任用資格者等の資格を持っ ている場合、資格取得以前の期間も含めて5年の実務 経験があればよいのですか。	お見込みのとおりです。社会福祉主事任用資格者等の資格 を取得してから、あらためて5年間の実務経験が必要というこ とではありません。(H18.11.2 国 Q&A)
サービス管理責任者の実務経験にて、国家資 格等による業務に3年以上従事している者は、相談 支援業務及び直接支援業務の実務経験年数が3 年以上となっているが、国家資格等による業務に 従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務 に従事した期間が重複している場合は、どちらも カウントしてよいのですか。	サービス管理責任者において、国家資格等による業務が相 談支援及び直接支援に重複する場合は、6年以上の実務経験 ではなく3年以上の実務経験でよいこととします。 尚、児童発達支援管理責任者では、国家資格等による業務は 5年以上且つ相談支援業務及び直接支援業務は3年以上の実 務経験が必要ですが、重複する場合は5年以上の経験でよい こととします。(H18.6.23 国 Q&A)
小規模作業所における実務経験も含まれ ますか。	公的な補助金又は市町村等の委託により運営されている小 規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整 備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれ ば、実務経験に含まれるものとします。 (H18.6.23 国 Q&A)
保健所において「保健師」として 30 年勤務し、 その間、通算 10 年以上精神保健相談業務に従事 していた場合、その間の年数を実務経験として見 なしてよいのですか。	お見込みのとおりです。なお、保健所については、診療所に 準じたものとするほか、行政機関として児童相談所、更生相 談所などに準じたものとも考えられます。 (H25.2.22 国事務連絡)

質 問	回 答
居宅介護支援事業所において相談支援の業務に従事していた期間は対象となりますか。	対象に含まれます。また、地域包括支援センターも対象と考えられ、当該センターにおいて相談支援の業務に従事した期間が対象となります。 ただし、児童発達支援管理責任者には別途障がい児・者又は児童に係る施設、事業等での業務期間が3年以上必要になります。詳しくは別添の実務経験に関する資料でご確認ください。(H25.2.22 国事務連絡)
実務経験に該当する施設として挙げられている「老人福祉施設、介護老人保健施設、老人居宅介護等事業」は具体的にどのような施設を指しますか。	老人福祉施設とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいいます。(老人福祉法第5条の3) 介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、介護保険法第94条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいいます。(介護保険法第8条第27項) 老人居宅介護等事業とは、老人福祉法第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいいます。(老人福祉法第5条の2第2項)
老人福祉施設等の実務経験しかありません。サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の実務経験要件を満たすでしょうか。	サービス管理責任者の場合は問題ありません。 児童発達支援管理責任者の場合は老人福祉施設等の実務経験を必要な実務経験年数として合算することはできませんが、老人福祉施設の実務経験を除いた実務経験が3年以上必要であるため、老人福祉施設のみの実務経験では要件を満たしません。
障害福祉サービス事業所に経理事務員として勤務した場合、実務経験として認められますか。	実務経験として認められません。
相談支援従事者研修(特別研修)、基礎研修を修了した後、障がい福祉サービス事業所の管理者になりました。直接支援も行っていますが、実務経験に含まれますか。	管理職として管理業務を行っているだけでは実務経験に含まれません。管理職として管理業務を行いながら、生活支援員等の職員として兼務で配置されており、直接支援を行っている場合は実務経験に含まれます。 ※ただし、指定権者へ届出していることが条件となります。

(その他)

質 問	回 答
過去に受講した研修の修了証書を紛失しました。再発行してもらえるのでしょうか。	修了証書の再発行は行っておりません。 研修を修了したことを証明する書類が必要な場合には、山形県障がい福祉課(023-630-2148)にお問い合わせください。研修修了者であることが確認できた場合、「修了証明書」の発行手続きの御案内いたします。なお、手続きに3週間程日数を要しますので紛失等ないように管理をお願いいたします。